

地域密着型特別養護老人ホームくらしき里桜 利用料金表 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

別紙1-1
令和8年8月1日

● 第四段階 ・第一段階～第三段階に該当されない方

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険料1割負担額	682	753	828	901	971
食費	1,545				
居住費	2,066				
日額	4,293	4,364	4,439	4,512	4,582
月額(30日計算)	128,790	130,920	133,170	135,360	137,460

● 第三段階② ・世帯全体が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額の合計が年間120万円を超える方

- ・世帯全体が住民税課税だが、特例減額措置を受けられる方
- ・預貯金等の資産の状況が、単身:500万円以下、夫婦:1,500万円以下

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険料1割負担額	682	753	828	901	971
食費	1,420				
居住費	1,470				
日額	3,572	3,643	3,718	3,791	3,861
月額(30日計算)	107,160	109,290	111,540	113,730	115,830

● 第三段階① ・世帯全体が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額の合計が年間80万円を超え120万以下の方

- ・預貯金等の資産の状況が、単身:550万円以下、夫婦:1,550万円以下

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険料1割負担額	682	753	828	901	971
食費	680				
居住費	1,370				
日額	2,732	2,803	2,878	2,951	3,021
月額(30日計算)	81,960	84,090	86,340	88,530	90,630

● 第二段階 ・世帯全体が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額の合計が年間80万円以下の方

- ・預貯金等の資産の状況が、単身:650万円以下、夫婦:1,650万円以下

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険料1割負担額	682	753	828	901	971
食費	390				
居住費	880				
日額	1,952	2,023	2,098	2,171	2,241
月額(30日計算)	58,560	60,690	62,940	65,130	67,230

● 第一段階 ・世帯全体が住民税非課税で、生活保護受給者・境界層該当者・高齢福祉年金受給者の方

- ・預貯金等の資産の状況が、単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険料1割負担額	682	753	828	901	971
食費	300				
居住費	880				
日額	1,862	1,933	2,008	2,081	2,151
月額(30日計算)	55,860	57,990	60,240	62,430	64,530

※その他教養娯楽費、日常生活品費は実費分をいただきます。

※趣味・嗜好品、利用者の希望による特別な食事等、利用者の負担が適当と認められる費用は実費をいただきます。

※電気代は1点につき1日53円をいただきます。

※オシメ代は基本料に含まれています。

※理美容代(別紙重要事項説明書参照)・予防接種代は実費をいただきます。

各種加算（条件を満たす場合に限りです）

別紙1-2

初期加算	入居日から30日間に限って、1日につき30円が利用料金に加算されます。
安全対策体制加算	安全管理対策に関する担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合、入居時に1回に限り20円が利用料金に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入居者（65歳未満の方）に対して個別に担当者を定め、そのものを中心に当該入居者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120円が利用料金に加算されます。
入院・外泊時加算	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入居者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として利用料金代えて1日につき246円を算定します。
*個別機能訓練加算（Ⅰ）	入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12円が利用料金に加算されます。
*夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	夜勤帯に勤務する介護・看護職員を国の基準より1名以上多く配置している場合1日につき46円が利用料金に加算されます。
*看護体制加算（Ⅰ）イ	常勤の看護師を1名以上配置している場合、1日につき12円が利用料金に加算されます。
*看護体制加算（Ⅱ）イ	常勤換算法で1以上の看護職員の配置があり、その看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合、1日につき23円が利用料金に加算されます。
看取り介護加算（Ⅰ）	医師が一般に回復の見込みがないと診断した入居者で、常勤の介護士を配置し、看護職員との連携により24時間の連絡体制を確保しており、看取りに関する指針の設備、職員研修を行い、看取り介護を行った場合にはにおいては、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72円を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144円を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680円を死亡日については1日につき1,280円を死亡月に加算されます。
*療養食加算	入居者の病状等に応じて、医師の指示に基づいた療養食を提供した場合、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回につき6円が利用料金に加算されます。
*日常生活継続支援加算（Ⅱ）	新規入居者の内、要介護4・要介護5の認定を受けているものが70%以上を占める場合で、介護福祉士の数が常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上である場合、1日につき46円が利用料金に加算されます。
経口移行加算	医師の指示に基づき他職種共同で経管食から経口食への移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経管食から経口食による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき28円が利用料金に加算されます。
経口維持加算（Ⅰ）	医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種共同で栄養管理するための食事の観察及び会議等を行い、摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者ごとに、摂取・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、当該計画が作成された日の属する月から起算して6ヶ月以内の期間に限り、1月につき400円が利用料金に加算されます。
経口維持加算（Ⅱ）	協力歯科医療機関を定め経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合に合って、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合、1月につき100円が利用料金に加算されます。
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月に2回以上行い、歯科衛生士が、口腔ケアについて介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合に、1月につき90円が利用料金に加算されます。
*退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入居者等について、退居後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入居者等1人につき1回に限り250円が利用料金に加算されます。

退所時栄養情報連携加算	入居者の病状等に応じて、医師の指示に基づいた療養食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者が退居先の医療機関に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した際、1月につき1回を限度として70円が利用料金に加算されます。
*協力医療機関連携加算	協力医療機関との実効性のある連絡体制を構築し、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催した場合に、1月につき50円が利用料金に加算されます。
*生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を断続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入かつ1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行った場合、1月につき10円が利用料金に加算されます。
*介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	介護保険料負担総額に対して17.6%に相当する単位数が別途加算されます。

※上記表の金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合の数に乗じた額が利用料金となります。